

研究計画・研究資金検討分科会
委員の皆様 (cc 学術会議事務局の皆様)

新年明ましておめでとうございます。
旧年中は大変お世話になり有難うございました。
本年も宜しくお願いいたします。

皆様に至急お諮りする案件があり御相談させていただきます。
梶田先生から委員辞任のお申し出がありました。辞任願を添付いたします。辞任を願い出られる理由は、先生の研究所長のお立場と公表した「マスタープラン策定の方針」の「利益相反の考え方」特に、「本分科会委員は提案者になることはできない」(下記参照)との間にコンフリクトが生じるためと述べられています。

梶田先生が所長をされている宇宙線研究所関連の研究の提案が複数あるものと想定されますが、宇宙線研究所長としてこれらの計画の提案者となることが求められ、お立場上提案者としての立場を行使せざるを得ないことから、辞任を申し出られたものです。

研究計画・研究資金検討分科会の発足にあたり委員は科学者委員会の指名で決まっております、その委員の選考では上記の利益相反については特段の配慮はなされていなかったように思われます。そのため、提案者になる方(ならざるを得ない方)や分野別委員会の委員長等をされている方々も選ばれており、大型研究計画を提案する時点になり、問題が顕在化したものです。

当初の委員指名の経緯等からしても、梶田先生に責任はなく、提案者にならざるを得ないお立場も理解できますので、公募が始まる前に辞任されるのは時宜を得ているように思います。過去に委員の追加をする際には分科会での検討・承認の下に行っておりますので、(辞任は委員個人の権利であり反対することはできないとは思いますが、)委員の辞任についても分科会の委員の皆様にお諮りしたいと思います。梶田先生のお申し出をお認めいただければと思いますが、如何でしょうか？ご了承またはご意見を頂ければ幸いです。辞任が可能であることは事務局に以前確認いたしました、具体的なプロセス(幹事会承認の必要性等)について事務局に確認したいと思います。

なお、梶田先生と同じようなお立場の方がいらっしゃる場合は、ご相談いただければと思います。

梶田先生が抜けられますと、多くの大型研究計画を提案される宇宙物理・天文学分野関連の委員が分科会におられなくなります。分科会での今後の議論でこの分野のご意見は重要かと思えます。皆様の賛成が得られればこの分野からの委員の追加を検討してはと思えますが、如何でしょうか？ご意見をお願いいたします。

分科会を1月に開催する予定です。公表された「マスタープラン策定の方針」に基づく公募要項の策定、審査小委員会(特に融合領域)の構成、利益相反の詳細の規定(既に皆様にお諮りしたもの)等を検討し決定したいと思います。宜しくお願い致します

2019年1月6日
研究計画・研究資金検討分科会
委員長 藤井良一

<参考>

別紙

第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関する
マスタープラン策定に関わる利益相反の考え方について
(第23期の利益相反の考え方を踏襲する)

1 利益相反

大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン(以下、「マスタープラン」という。)は、各学術分野が必要とする大型研究計画を網羅するとともに、我が国の大型研究計画のあり方について指針を与えることを目的としたものであり、予算配分等に直接関与するものではない。しかしながら、日本学術会議会員・連携会員がマスタープランの策定に関与する場合には、提案の審査・評価・実現のための支援という公的な立場と一研究者としての立場の両方を有するため、相反する緊張関係(利益相反)の状態に入ることは否めない。よって、策定プロセスに関わる関係者は、日本学術会議会員・連携会員としての高い見識の下で、日本学術会議声明「科学者の行動規範について一改訂版一」(平成25年1月)の利益相反の条項を踏まえて、公平で公正な評価・審査を行うこととする。

2 利害関係者の排除

策定プロセスの公正性を確保するため、提案者は本分科会及び本分科会の下に設置される評価小分科会における当該提案の審査・評価には関与しないこととする。

本分科会委員は提案者になることはできない。また、提案者は重点大型研究計画審査小委員会委員になることはできない。

なお、利害関係者の排除の詳細については後日公表する。

2019年1月7日

科学者委員会 研究計画・研究資金検討分科会 委員長 藤井 良一先生

研究計画・研究資金検討分科会委員辞任のお願い

研究計画・研究資金検討分科会では大変お世話になっております。このたび、「第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針」が確定し、公表され、今後各学術コミュニティなどでの具体的提案の策定の段階に入ります。

今回のマスタープランにおいても、宇宙線研究所関連の研究の提案が複数あるものと想定されます。この際、私は宇宙線研究所長としてこれらの計画の提案者となることが求められると想定されます。一方、「マスタープラン策定の方針」の「利益相反の考え方」によれば、「本分科会委員は提案者になることはできない」とされております。このため、まことに申し訳ありませんが、提案者としての立場を行使せざるをえないため、研究計画・研究資金検討分科会委員の辞任をお願いさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

東京大学宇宙線研究所

梶田 隆幸